

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日の翌日)

(第三種郵便物認可) 第22号 (号外)

鳥取県公報

1 昭和56年3月31日 火曜日

訓令 鳥取県職員安全衛生管理規程

目次

訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程を次のように定める。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県訓令第2号

鳥取県職員安全衛生管理規程

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 安全衛生管理体制

第一節 総括安全衛生管理者等(第五条―第十条)

第二節 安全衛生委員会(第十一条―第十五条)

第三章 健康管理

第一節 健康診断の実施(第十六条―第二十三条)

第二節 健康管理区分等(第二十四条―第三十条)

第三節 職員健康管理審査会(第三十一条―第三十四条)

第四章 雑則(第三十五条・第三十六条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 職員の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。)及びこれに基づく命令に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

(定義)

第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職員 知事の事務部局及び地方労働委員会事務局に属する一般職の職員をいう。

二 本庁 鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号。以下「組織規則」という。)第二条第二項に規定する本庁、鳥取県出納室設置規則(昭和四十九年七月鳥取県規則第五十四号)第一条に規定する出納室及び地方労働委員会事務局をいう。

三 地方機関 組織規則第二条第四項に規定する地方機関をいう。

(職員を監督する者の責務)

第三条 職員を監督する者は、所属職員の安全と健康を確保するようにしなければならない。

(職員の責務)

第四条 職員は、職員を監督する者その他職員の安全衛生に携わる者が法若しくはこれに基づく命令又はこの訓令の規定に基づいて講ずる安全及び健康の確保のための措置に従わなければならない。

第二章 安全衛生管理体制

第一節 総括安全衛生管理者等

(総括安全衛生管理者)

第五条 本庁及び各地方機関に、法第十条第一項に規定する業務を行わせるため、総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者は、本庁にあつては総務部長の職にある者を、地方機関にあつては当該地方機関の長の職にある者をもつて充てる。

(安全管理者)

第六条 別表第一に掲げる地方機関に、法第十一条第一項に規定する業務を行わせるため、安全管理者を置く。

2 安全管理者は、総括安全衛生管理者が所属職員のうちから指名した者をもつて充てる。

3 総括安全衛生管理者は、前項の規定により安全管理者を指名したときは、遅滞なくその旨を知事に報告しなければならない。

(衛生管理者)

第七条 本庁及び別表第二の上欄に掲げる地方機関に、法第十二条第一項に規定する業務を行わせるため、衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、総括安全衛生管理者が所属職員のうちから指名した者をもつて充てる。

3 衛生管理者の数は、本庁にあつては四人、地方機関にあつては別表第二の上欄に掲げる地方機関の区分に応じ、それぞれ同表下欄に定める数とする。

4 第六条第三項の規定は、第二項の規定により衛生管理者を指名した場合について準用する。

(総括安全衛生管理者等の代理者)

第八条 総括安全衛生管理者、安全管理者又は衛生管理者(以下「総括管理者等」という。)を置く本庁又は地方機関に、総括管理者等が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によつて職務が行えないときにその職務を代理させるため、それぞれその代理者を置く。

2 総括管理者等の代理者は、総括安全衛生管理者が所属職員のうちから指名した者をもつて充てる。

3 第六条第三項の規定は、前項の規定により総括管理者等の代理者を指名した場合について準用する。

(産業医)

第九条 本庁及び各地方機関に、法第十三条に規定する業務を行わせるため、産業医を置く。

2 産業医は、本庁にあつては職員厚生課長が医師である所属職員のうちから指名した者を、地方機関にあつては別表第三の上欄に掲げる地方機関の区分に応じ、それぞれ同表下欄に定める者をもつて充てる。

(作業主任者)

第十条 本庁及び別表第四に掲げる地方機関に、ボイラーの取扱いの作業

に係る法第十四条に規定する業務を行わせるため、作業主任者を置く。
2 作業主任者は、総括安全衛生管理者が所属職員のうちから指名した者をもつて充てる。

第二節 安全衛生委員会

(総括委員会の設置)

第十一条 職員の安全及び健康の確保のための総合的な対策に関し必要な事項を調査審議するため、鳥取県総括安全衛生委員会(以下「総括委員会」という。)を置く。

(総括委員会の組織)

第十二条 総括委員会は、会長及び委員十二人以内をもつて組織する。

2 会長は、総務部長の職にある者を、委員は、会長が職員のうちから指名した者をもつて充てる。この場合において、会長は、委員の半数は職員団体の推薦を受けた者から指名するものとする。

3 会長は、会務を総理し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(総括委員会の会議)

第十三条 総括委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 総括委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 総括委員会は、その調査審議のため必要があると認めるときは、関係職員に対し、その会議に出席させて意見を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第十四条 前二条に規定するもののほか、総括委員会の運営に関し必要な

事項は、会長が定める。

(職域委員会)

第十五条 本庁及び別表第二に掲げる地方機関(次項により安全衛生委員会を置く地方機関を除く。)に、法第十八条第一項各号に掲げる事項を調査審議させ、知事に意見を述べさせるため、衛生委員会を置く。

2 別表第一に掲げる地方機関に、法第十七条第一項各号及び法第十八条第一項各号に掲げる事項を調査審議させ、知事に意見を述べさせるため、安全衛生委員会を置く。

3 前三条の規定は、第一項の衛生委員会及び前項の安全衛生委員会について準用する。この場合において、第十二条第一項中「十二人」とあるのは「六人」と、同条第二項中「総務部長の職にある者」とあるのは「総括安全衛生管理者」と読み替えるものとする。

第三章 健康管理

第一節 健康診断の実施

(健康診断の種類及び対象職員)

第十六条 職員の健康を確保するため、次の各号に掲げる健康診断を当該各号に定める職員を対象として行う。

一 新規採用職員採用時健康診断 新たに採用された職員

二 全職員定期健康診断 休職者を除くすべての職員

三 特定職員定期健康診断 人の健康に害を及ぼすおそれのある業務として知事が指定するものに常時従事する職員

四 結核健康診断 前三号に掲げる健康診断を受け、結核の発病のおそれがあると診断された職員及び結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第二十四条第一項に規定する結核回復者である職員

五 特別健康診断 伝染性疾患の流行その他知事が必要と認める事由がある場合にその都度知事が指名する職員

2 前項各号に掲げる健康診断ごとの検査項目、実施時期及び実施方法は、別に定める。

(健康診断担当医)

第十七条 健康診断は、産業医が担当して行うものとする。ただし、産業医に事故その他健康診断を担当できない理由があるとき、又は検査項目が歯科に係るものであるときは、別に指名する者が担当して行うことができる。

(健康診断の実施の周知等)

第十八条 総括安全衛生管理者は、健康診断の実施期日及び実施場所を定めたときは、その旨を所属職員に周知させるものとする。

2 職員を監督する者は、所属職員が定められた期日に健康診断を受けられるように配慮しなければならない。

(健康診断の受診義務)

第十九条 職員は、指定された期日及び場所において健康診断を受けなければならない。ただし、疾病その他やむを得ない事由のため、当該指定された期日及び場所において健康診断を受けることができない場合は、この限りでない。

(健康診断を受けなかつた者)

第二十条 疾病その他やむを得ない事由のため健康診断を受けなかつた者は、その事由の消滅後遅滞なく当該健康診断に相当する健康診断を受け、医師の診断書その他その結果を証明する書面を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

(他で受けた健康診断)

第二十一条 健康診断を受けるべき者が、健康診断を受けるべき期日前三月以内に当該健康診断に相当する健康診断を受け、当該期日までに医師の診断書その他その結果を証明する書面を総括安全衛生管理者に提出したときは、当該健康診断を受けたものとみなす。

(健康診断の結果の通知等)

第二十二条 総括安全衛生管理者は、健康診断を実施したときは、その結果を当該職員に通知しなければならない。

2 総括安全衛生管理者は、健康診断を実施したとき、又は前二条の規定による書面の提出があつたときは、別に定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。

(健康診断個人票)

第二十三条 総括安全衛生管理者は、職員ごとに健康診断個人票(様式第一号)を作成し、これを職員の健康管理の指導のために活用しなければならない。

2 総括安全衛生管理者は、職員に総括安全衛生管理者を異にする勤務の異動があつたとき、又は職員が退職したときは、当該保管に係るその者の健康診断個人票を、勤務の異動の場合にあつては異動先の総括安全衛生管理者に、退職の場合にあつては総務部長に送付しなければならない。

3 総務部長は、前項の規定により送付を受けた健康診断個人票を当該職員が退職後五年間保管しなければならない。

第二節 健康管理区分等

(健康管理区分)

第二十四条 職員の健康管理は、その職員の健康の状況に応じ、次の表に掲げる健康管理区分に分類して行うものとする。

健康管理区分	健康の状況			
	A	B	C	D
勤務面	勤務を休む必要のあるもの 勤務に制限を加える必要のあるもの 勤務をほぼ平常に行つてよいもの 平常の勤務でよいもの			
医療面	1 医師による直接の医療行為を必要とするもの 2 定期的に医師の観察指導を必要とするもの 3 医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの			

(健康管理区分の決定)

第二十五条 知事は、第三十一条に規定する鳥取県職員健康管理審査会の意見を聴き、その意見に基づいて、職員ごとに、その者に適用する前条の健康管理区分を決定するものとする。ただし、健康診断の結果、健康に異常の所見がないと診断された職員に適用する健康管理区分を勤務面D、医療面3に決定する場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により職員に適用する健康管理区分を決定したときは、遅滞なくこれを総括安全衛生管理者及び当該決定に係る職員に通知するものとする。

(健康管理区分の変更)

第二十六条 知事は、職員から次条の規定による申請があつたとき、又は職員の適正な健康管理を行うため必要があると認めるときは、第三十一

条に規定する鳥取県職員健康管理審査会の意見を聴き、その意見に基づいて当該職員に適用する健康管理区分を変更することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。
(健康管理区分の変更の申請)

第二十七条 職員は、健康を害し、若しくは健康が悪化したと認めるとき又は健康が回復したと認めるときは、現に適用されている健康管理区分の変更を知事に申請することができる。

2 前項の規定により健康管理区分の変更を申請しようとする職員は、健康管理区分変更等申請書(様式第二号)に医師の診断書を添えて総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

3 総括安全衛生管理者は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請内容について産業医の意見を聴き、その内容を記載した書面とともに、これを知事に送付しなければならない。

(事後措置)

第二十八条 知事は、次の表の上欄に掲げる健康管理区分の適用を受ける職員に対し、それぞれ当該下欄に定める措置をとるものとする。

健康管理区分	措置内容	
	A	B
勤務面	休暇(日単位のものに限る。)又は休職の方法により、療養のため必要な期間勤務させない。	職務の変更、勤務場所の変更、休暇(日単位のものを除く。)等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務(午後十時から翌日の午前五時までの間における勤務をい

医療面		C	う。以下同じ。) 時間外勤務(正規の勤務時間以外における勤務で深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。)及び出張をさせない。 深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限する。
2	1		
経過観察をするための検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を行う。			

(傷病状況の報告)

第二十九条 第二十五条の規定により医療面1又は医療面2に決定された職員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間ごとに、傷病の状況を総括安全衛生管理者を経由して知事に報告しなければならぬ。

- 一 医療面1に決定された職員 三月
 - 二 医療面2に決定された職員 六月
- 2 前項の規定による報告は、傷病状況報告書(様式第三号)に医師の診断書を添えて行うものとする。

3 知事は、第一項の規定による傷病状況の報告を受けた場合において、特に必要があると認めるときは、知事の指定する医師の診断を受け、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

(長期療養の届出)

第三十条 職員は、負傷又は疾病により引き続き三十日以上療養に専念す

る必要があると認めるときは、医師の診断書を添えてその旨を総括安全衛生管理者に届け出なければならない。

2 総括安全衛生管理者は、前項の規定による届出があつた場合においては、その旨を知事に報告しなければならない。

第三節 職員健康管理審査会

(設置)

第三十一条 職員に適用する健康管理区分に関する事項について審査するため、鳥取県職員健康管理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第三十二条 審査会は、委員十五人以内をもつて組織する。

2 審査会の委員は、医師である職員のなかから知事が任命する。

3 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第三十三条 審査会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査会の会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委任)

第三十四条 この節に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

第四章 雑則

(書類の經由)

第三十五条 この訓令の規定により本庁に所属する職員が知事又は総括安全衛生管理者に対して行う申請書、届出書その他の書類の提出及び知事又は総括安全衛生管理者が本庁に所属する職員に対して行う通知書その他の書類の交付は、所属長を経由してするものとする。

(委任)

第三十六条 この訓令に定めるもののほか、職員の安全及び健康の確保に關し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この訓令は、昭和五十六年四月一日から施行する。
- 2 鳥取県職員衛生管理規程(昭和二十八年五月鳥取県訓令第七号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。
- 3 この訓令の施行の際現に旧規程の規定により要療養者又は要注意者に指定されている職員で指定区分が次の表の上欄に掲げるものである者については、この訓令の規定によりその者に適用する健康管理区分をそれぞれ同表下欄に定める健康管理区分に決定された者とみなす。

要療者	A	この規程による健康管理区分	
		勤務面	医療面
要注意	B	A	1
要注意	B	B	1
注意	B	C	2
注意	C		2

別表第一(第六条・第十五条関係)

鳥取土木出張所	郡家土木出張所	倉吉土木出張所	米子土木出張所
根雨土木出張所			

別表第二(第七条・第十五条関係)

西部県税事務所	八頭地方農林振興局	1
皆成学園	倉吉地方農林振興局	1
整肢学園	米子地方農林振興局	1
鳥取保健所	日野地方農林振興局	1
倉吉保健所	鳥取土木出張所	1
米子保健所	郡家土木出張所	1
中央病院	倉吉土木出張所	1
厚生病院	米子土木出張所	1
鳥取地方農林振興局	根雨土木出張所	1

別表第三(第九条関係)

地方機関	産業医
一 東部県税事務所、東部福祉事務所、身体障害者更生相談所、計量検定所、鳥取地方農林振興局、鳥取農業改良普及所、鳥取土木出張所	職員厚生課長が医師である所属職員のうちから指名する者
二 鳥取市、岩美郡及び気高郡の区域内に置かれた地方機関(一)に掲げる地方機関及び	鳥取保健所長の職にある者

<p>中央病院を除く。</p>	
<p>三 八頭郡の区域内に置かれた地方機関</p>	<p>郡家保健所長の職にある者</p>
<p>四 倉吉市及び東伯郡の区域内に置かれた地方機関(厚生病院を除く。)</p>	<p>倉吉保健所長の職にある者</p>
<p>五 米子市、境港市及び西伯郡の区域内に置かれた地方機関(整肢学園を除く。)</p>	<p>米子保健所長の職にある者</p>
<p>六 日野郡の区域内に置かれた地方機関</p>	<p>根雨保健所長の職にある者</p>
<p>七 整肢学園、中央病院及び厚生病院</p>	<p>当該機関の長が医師である所属職員のうちから指名する者</p>
<p>八 県の区域外に置かれた地方機関</p>	<p>別に定めるところにより健康診断事務を委託する公的医療機関の医師</p>

別表第四(第十条関係)

- 中部県税事務所 西部県税事務所 母来寮 岩井長者寮 喜多原学園 皆成学園 整肢学園 鳥取保健所 郡家保健所 米子保健所 根雨保健所
- 衛生研究所 中央病院 厚生病院 倉吉高等看護学院 工業試験場 食品加工研究所 営農研修館 農業試験場 畜産試験場 繭検定所 境港水産

事務所

様式第1号 (第28条関係)

健康診断個人票

職往歴	異動月日	所 属	業 務	特殊業務従事歴	特 記 事 項	血液型	採 用 年 月 日		生 年 月 日		性別	名 氏	職 員 コー ド
							年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			
職 歴	• •												
	• •												
	• •												
	• •												
	• •												
	• •												

特 記 事 項

健康診断年月日				
自覚症状及び他覚症状															
身長	cm			cm			cm			cm			cm		
体重	kg (肥満度)			kg			kg			kg			kg		
視力	左右 (矯正)	左	()	右	()	左	()	右	()	左	()	右	()		
聴力	左右	左		右		左		右		左		右			
定期健診 (胸部)	種類	一次	種判	間・直 な	間・直 な	間・直 な	間・直 な	間・直 な	間・直 な	間・直 な	間・直 な	間・直 な	間・直 な		
		二次	月種	直・断	直・断	直・断	直・断	直・断	直・断	直・断	直・断	直・断	直・断		
定期健診 (その他)	判定	一次	か	塗抹 ()	塗抹 ()	塗抹 ()	塗抹 ()	塗抹 ()	塗抹 ()	塗抹 ()	塗抹 ()	塗抹 ()	塗抹 ()		
		二次	たん	培養 ()	培養 ()	培養 ()	培養 ()	培養 ()	培養 ()	培養 ()	培養 ()	培養 ()	培養 ()		
定期健診 (その他)	判定	年	月	日	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	
					血	圧									
		検尿	糖	たん	白	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
						カ	ロ	糖	糖	糖	糖	糖	糖	糖	糖
		判定	年	月	日	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
						心	電	機	関	心	電	機	関	心	電
		判定	年	月	日	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
						眼	底	検	査	眼	底	検	査	眼	底
		判定	年	月	日	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
						血	清	コ	レ	血	清	コ	レ	血	清

定期検査(その他)	二 次		肝機能		腎機能		糖負荷試験		その他検査		
	G O T		G P T		P S P		空腹時		1 時間		
	尿 茶 窒 素		ク レ ア チ ニ ン		P S P		1 時 間		2 時 間		
	血 糖		尿 糖		血 糖		尿 糖		血 糖		
人間ドック	年月日(検査機関)		判定		判定		判定		判定		
	判定		判定		判定		判定		判定		
胃 検 診	一次年月日(検査機関)		判定		判定		判定		判定		
	判定		判定		判定		判定		判定		
婦 人 検 診	一次年月日(検査機関)		判定		判定		判定		判定		
	判定		判定		判定		判定		判定		
その他の検査		判定		判定		判定		判定		判定	
医師 氏 名 ㊦		判定		判定		判定		判定		判定	

様式第2号(第27条関係)

健康管理区分変更申請書

鳥取県知事

殿

所 属

職 氏 名



下記のとおり(健康を害した)病状が回復した)ので、健康管理区分を変更してください。

記

生年月日・年齢	年 月 日 歳	性 別	男 ・ 女
希 望 健 康 管 理 区 分		現健康管理区分	
変更希望年月日	年 月 日	現健康管理区分 の決定年月日	年 月 日
傷 病 名			
療 養 の 方 法	入 院 ・ 通 院 (月・週 回)		
医 療 機 関 の 名 称			
病 歴			
職 務 内 容			
備 考			

- (注) 1 職務内容は、具体的に記入すること。
2 備考欄には、通勤方法及び時間等を記入すること。

様式第3号(第29条関係)

傷 病 状 況 報 告 書

鳥取県知事

殿

所 属

職 氏 名

㊦

下記のとおり、療養の状況を報告します。

記

生年月日・年齢	年 月 日 歳	性 別	男 ・ 女
健康管理区分		現健康管理区分 の決定年月日	
傷 病 名			
療 養 の 方 法	入 院 ・ 通 院 (月・週 回)		
医療機関の名称			
療 養 の 経 過 及 び 現 況			
備 考			